

# 学生懲戒規程

(目的)

第 1 条 この規程は関西医療大学学則第 47 条及び関西医療大学大学院学則第 40 条に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規程において「学生」とは、本学の学部生及び大学院生をいう。  
2 この規程において「教授会」とは、学部教授会及び大学院教授会をいう。  
3 この規程において「学部長等」とは、学部長及び大学院研究科長をいう。

(懲戒の種類及び内容)

- 第 3 条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 退学 本学学生としての身分を奪うこと。この場合、再入学は認めない。
  - (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校、教育課程の履修及び課外活動を禁止すること。
    - ア. 6 か月を超えない停学を有期停学とする。
    - イ. 6 か月を超える停学を無期停学とする。
  - (3) 訓告 文書又は口頭により厳重な注意を与えて将来を戒めること。

(調査・懲戒委員会)

- 第 4 条 学長は、学生に懲戒の対象となりうる行為（以下、「当該行為」という。）があったと認められる場合には、事実関係の調査、懲戒の要否及び懲戒の内容について審議を行うための調査・懲戒委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 学生部長
    - (2) 懲戒の可能性のある学生（以下、「当該学生」という。）の所属の学科長又は教務委員長
    - (3) 学生支援課長または教務課長
    - (4) その他学長が必要と認めた者
  - 3 委員会に委員長を置き、委員長は前項第 1 号の委員をもってあてる。
  - 4 委員会は、当該行為の事実関係を慎重かつ速やかに調査し、調査報告書及び懲戒処分案を作成して、学長に報告する。懲戒処分案の作成については、別表の懲戒処分等の標準例を基準とする。
  - 5 委員会の事務は、大学教学部学生支援課又は教務課が行う。

(弁明)

- 第 5 条 委員会は、当該学生に対して調査を行う旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 2 当該学生が、前項の告知を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく弁明の期日に欠席し、又は文書を提出しなかった場合には、弁明の機会を与えたものとみなす。
  - 3 委員会は、当該行為の存在が明らかであり、当該学生に弁明の機会を与えることが困難なときは、当該学生に弁明の機会を与えずに、懲戒処分案を作成して、学長に報告することができる。

(自宅待機)

- 第 6 条 学長は、当該行為が停学以上の懲戒に相当することが明白である場合は、当該学生に対し、懲戒処分決定までの間自宅待機を命ずることができる。
- 2 自宅待機期間中は、登校、教育課程の履修及び課外活動を禁止する。
  - 3 自宅待機を命じた場合、学長、学部長等、教授会及び委員会は、すみやかに懲戒処分を決定するよう努めなければならない。

(懲戒処分の決定)

- 第 7 条 学部長等は、学長の命を受けて、委員会の調査結果に基づき、教授会において懲戒処分の内容について審議する。

- 2 学長は、教授会での審議において必要と認めた場合には、再度、事実関係の調査及び懲戒処分案の作成を委員会に命ずることができる。この場合には、第4条の規定を準用する。
- 3 前項の場合において、委員会は、必要と認めたときを除き、当該学生に再度弁明の機会を与えることを要しない。
- 4 学長は、当該学部教授会の意見を聴いて懲戒処分を決定する。
- 5 学長は、前項の教授会の意見を聴いた後、全学的な調整を図る必要があると認めた場合は、懲戒処分を決定する前に、大学運営会議において、処分内容を審議させることができる。

(懲戒処分の発効)

第8条 懲戒処分は、学長が懲戒処分を決定した日の翌日に発効する。

(懲戒処分の通知)

第9条 学長は、決定した懲戒処分内容について、処分理由を記載した懲戒処分書(別紙様式第1号)をもって当該学生及びその保証人に通知する。

(告示と記録)

第10条 学長は、懲戒処分を行った場合には、その旨を学生に掲示で告示する。

- 2 懲戒処分の事実は、当該学生の学籍簿及び懲戒記録簿に記載する。

(異議申し立て)

第11条 懲戒処分を受けた学生は、処分内容に対して異議申し立てを行うことができる。

- 2 前項の申し立ては、第9条の通知を受けた日から14日以内に、学長に対し、理由を添えた文書をもって行わなければならない。

(再審査委員会)

第12条 学長は、前条により異議申し立てがあった場合には、学長指名による若干名から組織する再審査委員会を設置し、処分内容について再審議を命じる。

- 2 再審査委員会は、当該学生の異議に理由があると認めた場合、すみやかに再調査及び再審議を行い、懲戒処分案を作成し、学長に報告する。
- 3 前項の場合には、第7条の規定を準用する。この場合において、この規定中「委員会」とあるのは「再審査委員会」と読み替えるものとする。
- 4 再審査委員会は、当該学生の異議に理由がないと判断した場合は、学長に報告する。この場合、学長は、当該学生に文書をもって申し立ての却下を通知する。

(停学処分中の指導)

第13条 学部長等は、停学処分中の学生に対し、必要な指導を行うことができる。

- 2 前項の指導は、その学生が所属する学部又は研究科が担当する。

(停学処分中の学籍異動)

第14条 停学処分を受けた学生が停学処分中に休学を申し出た場合は、これを認めない。

(有期停学期間の短縮)

第15条 学部長等は、有期停学処分を受けた学生の反省の態度や学習意欲等を総合的に判断し、有期停学期間の短縮が妥当であると認めた場合には、教授会において審議させ、その結果を学長に報告する。

- 2 前項の報告を受けた場合、学長は、有期停学期間短縮の可否及び短縮する期間を決定する。
- 3 学長は、有期停学期間の短縮を決定した場合、停学期間短縮通知書(別紙様式第2号)をもって、有期停学期間の短縮を学生及びその保証人に通知する。

(無期停学の解除)

第16条 学部長等は、無期停学の発効日から起算して6か月を経過した後、無期停学処分を受けた学生の反省の程度や学習意欲等を総合的に判断し、無期停学の解除が妥当であると認めた場合には、教授会において審議させ、その結果を学長に報告する。

- 2 前項の報告を受けた場合、学長は、無期停学の解除の可否を決定する。
- 3 学長は、無期停学の解除を決定した場合、停学解除通知書(別紙様式第3号)をもって無期停学処分の解除を学生及びその保証人に通知する。

(自主退学の申し出)

第17条 学長は、当該学生から懲戒処分の決定前に自主退学の申し出があった場合、懲戒処分が決定するまで、この申し出を受理してはならない。退学処分決定後に自主退学の申し出があった場合も、同様とする。

(秘密の保持)

第18条 懲戒処分手続きに関与した者は、当該学生のプライバシーを侵害することのないよう慎重に行動するとともに、当該手続きで知り得た事項を、正当な理由なく他言してはならない。

(改 廃)

第19条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成22年7月27日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年7月27日から施行する。

別表（第4条関係）

懲戒処分等の標準例

区分	行為の内容	懲戒処分等の標準
犯罪行為 (未遂を含む)	殺人、強盗、強姦、放火、誘拐等の凶悪な犯罪行為	退学
	窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、暴行、過失致死、過失傷害等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	大麻、麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用又は売買等の薬物犯罪行為	退学又は停学
	ストーカー行為等	退学、停学又は訓告
	痴漢（覗き、盗撮を含む）、わいせつ行為、その他の迷惑行為で刑罰法規に抵触するもの	退学、停学又は訓告
	賭博（公営競技を除く）	退学、停学又は訓告
	コンピューター又はネットワークの不正使用による悪質な犯罪行為	退学又は停学
	コンピューター又はネットワークの不正使用による上記以外の犯罪行為	停学又は訓告

情報倫理	インターネットを利用して、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信又はソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合	停学又は訓告
交通事故 又は 交通違反	飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）、無免許運転、暴走運転等による死亡事故又は重篤な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故の運転者および同乗者	退学又は停学 （運転者は退学）
	飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）、無免許運転、暴走運転等で上記以外の人身事故を伴う交通事故の運転者および同乗者	退学又は停学
	飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）、無免許運転、暴走運転等による悪質な交通法規違反の運転者および同乗者	退学、停学又は訓告
	重大過失による死亡事故又は重篤な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故	退学、停学又は訓告
	登下校での交通違反繰り返し行為	停学又は訓告
その他	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物を著しく破損、汚損する行為	停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入または不正使用もしくは占拠	退学、停学又は訓告
	セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、アルコールハラスメント（飲酒や一気飲みの強要、酩酊しての迷惑行為等）等のハラスメントにあたる行為	退学、停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力、威嚇、拘束等の行為	退学、停学又は訓告
	本学への来訪者、附属診療所の患者に対する暴力、威嚇、拘束等の行為	退学、停学又は訓告
	学外実習先の構成員等に対する暴力、威嚇、拘束等の行為	退学、停学又は訓告
	医療倫理に反する行為	退学、停学又は訓告
	論文、課題等の成果物における捏造、改ざん又は盗用	停学又は訓告
	その他、本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為	停学又は訓告
学内規程等違反	学内規程等、学内ルールに違反する行為で悪質なもの	停学又は訓告

※上記はあくまで標準例であり、当該学生の過去の処分歴の有無など、諸般の事情を考慮して標準と異なる処分を行うことがある。